

「電気料金が安くなる」は要注意！



消費者庁イラスト集より

《相談事例》

契約している電力会社を名乗って業者が訪問した。安い電気プランの話があり、契約会社のプラン変更のつもりで話を聞き、申し込んだところ、後で別業者と契約したことに気づいた。解約したい。

！このフレーズの勧誘があった際は**要注意**！

○「電気代が安くなる」

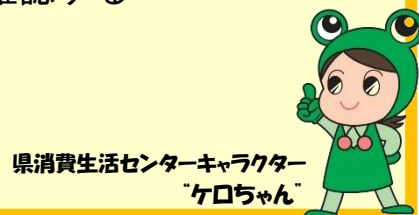
⇒その場で契約するのではなく、契約プランの内容を確認し、比較検討する

○「大手電力会社の委託を受けている」

⇒名刺を受け取るなどし、誰が、何のために訪問したのか確認する

○「検針票を見せて」

⇒検針票はすぐに見せない、教えない



県消費生活センターキャラクター
“ケロちゃん”

【解説】

平成28年4月より電気の小売全面自由化が始まり、従来の地域の電力会社以外の電力事業者と自由に契約できるようになりました。

一方で、「安くなると説明されたのに高くなった」「大手の電力会社だと思ったら別の会社だった」等の相談が多数寄せられています。

契約切り替えを検討する場合は、まず現在契約している内容を確認し、切り替えによりどの程度割引になるか、また割引の条件はどのようなものかなどをよく調べましょう。

契約をしてしまってもクーリング・オフ等ができる場合がありますので、慌てずに対処しましょう。不安に思ったときやトラブルになった場合は早めに消費生活センター等に相談しましょう。

おかしいな、困ったなと思ったら、

相談先：消費者ホットライン **188（いやや！）**（局番無し3ケタ）

最寄りの消費生活相談窓口をご案内します。1人で悩まず相談しましょう！